

令和4年度

業務概要

(令和3年度実績)



北海道釧路児童相談所

目 次



I	児童相談所の概要	
1	児童相談所の業務	1
2	北海道釧路児童相談所の概況	1
3	庁舎見取図	1
4	機構	2
5	管轄区域	2
II	相談業務の概要	
1	相談業務の流れと関係機関	6
2	相談種別と内容	7
3	相談受理の状況	8
4	相談内容別の状況	10
5	援助の状況	12
6	児童虐待相談の状況	14
7	里親・里親委託児童	16
8	判定業務の状況	17
9	一時保護の状況	18
III	児童相談所の主な事業	
1	釧路地域要保護児童対策連絡協議会	19
2	子ども虐待防止講演会	19
3	児童虐待防止月間普及啓発	19
4	在宅障がい児者巡回療育相談	19
IV	児童虐待防止対策推進事業	
1	児童虐待対応専門研修（児童相談所出前講座）	20
2	児童虐待対応プロジェクトチーム設置事業	20
3	児童家庭支援推進事業	20
4	カウンセリング強化事業	21
5	法的対応機能強化事業	21
6	市町村児童相談体制整備支援事業（移動総合相談室：巡回児童相談）	21
7	ふれあい心の友訪問援助事業	21
V	里親制度	
1	釧路地区里親研修事業	22
2	里親制度の普及啓発	22
3	北海道里親研修大会・全国里親会北海道地区里親研修大会	22

I 児童相談所の概要

1 児童相談所の業務

児童相談所は、児童福祉法第12条に基づき設置され、主として市町村の児童相談業務への援助とともに、専門的な知識及び技術を必要とする児童相談に応じ、社会診断、医学・心理診断、行動診断を行い、それらに基づき必要な指導・治療・処遇を行う専門的行政機関です。

2 北海道釧路児童相談所の概況

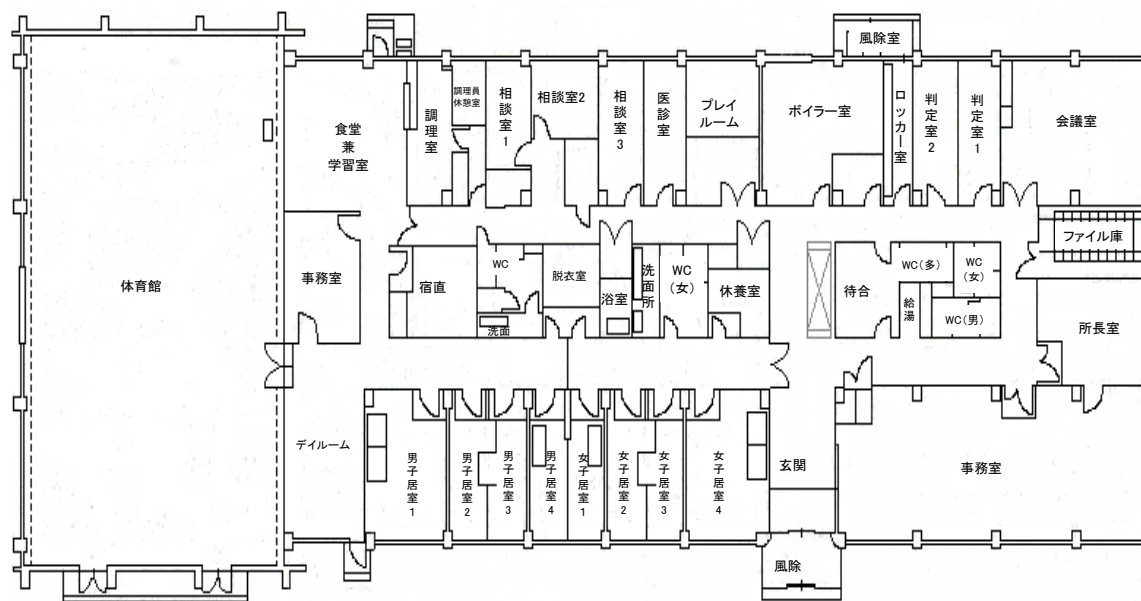
(1) 所在地 釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号 電話：0154-92-3717
FAX：0154-91-2344

- (2) 沿革
- 1【設置】昭和23年7月10日北海道条例第32号により設置
(管轄区域を釧路市・根室市及び釧路・根室両支庁管内と制定)
 - 2【業務開始】昭和24年1月18日釧路市城山町所在の釧路市役所第4出張所の一隅(約10坪)を借り業務を開始
 - 3【庁舎落成】昭和27年2月千歳町(現中央消防署東分署)に庁舎新築落成
 - 4【新築移転】昭和45年10月26日釧路市豊川町3番地に新築移転
 - 5【改築移転】平成23年3月7日旧北海道立釧路高等看護学院を改築し移転

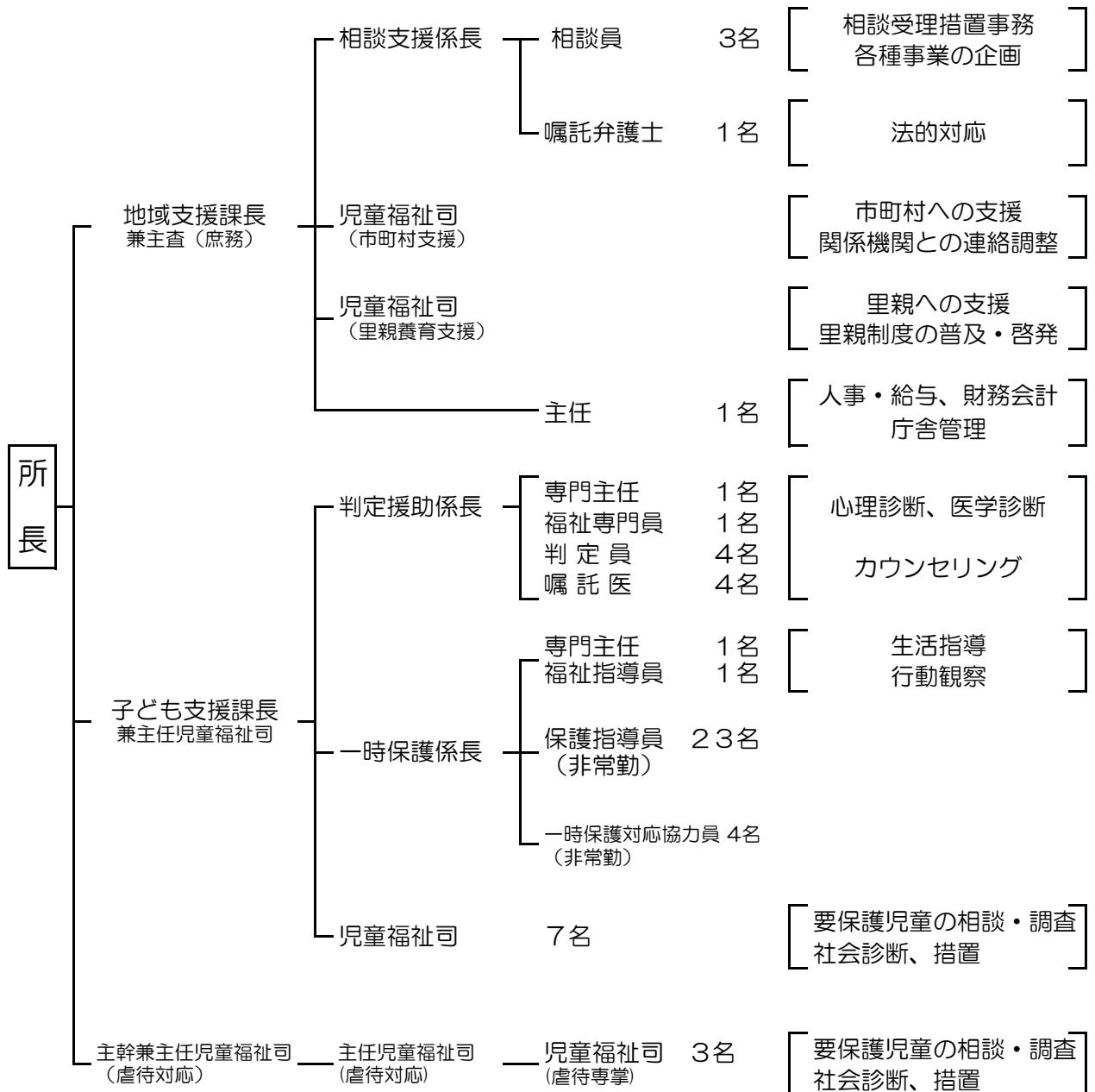
(3) 規模 敷地面積 5,372.59㎡
建面積 1,204.03㎡
一時保護所入所定員 20名



3 庁舎見取図

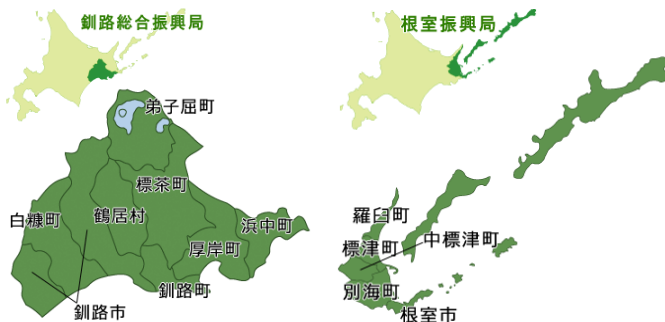


4 機 構 [令和4年4月1日現在]



5 管轄区域

(1) 管轄区域図



当所は、釧路総合振興局及び根室振興局管内の2市10町1村を管轄しています。

釧路・根室管内は、変化に富んだ豊かな自然資源を生かした、酪農・林業・漁業等の第一次産業、工業・食品加工業等の第二次産業、三つの国立公園・二つの道立公園を中心とした観光産業等の第三次産業が基幹産業となっています。

平成17年10月11日より阿寒町、音別町が合併により釧路市となりました。

{	総人口	289,198人	釧路管内	218,705人
	総面積	14,498km ²	根室管内	70,493人

(令和4年3月31日現在)

(2) 児童福祉司担当地区一覧表

R4.4.1現在

担 当		担当地区		
主	副	釧路管内	根室管内	釧 路 市 内
福祉専門員 北川 博一	児童福祉司 椎野 秀基	釧路町 白糠町		(釧路市A地区) 鶴野、中鶴野、鶴野東、星が浦大通、星が浦北 星が浦南、大楽毛、大楽毛北、大楽毛南、大楽毛西 音羽、北斗、美濃、新野、鶴丘、山花、駒牧、桜田 青山、音別地区
児童福祉司 中島 一磨	福祉指導員 田中 綾一		標津町 羅臼町	(釧路市B地区) 昭和、昭和町、昭和中央、昭路北、昭南、北園 安原、鳥取大通、鳥取北、鳥取南、新富士町、西港 阿寒地区
福祉指導員 田中 綾一	児童福祉司 中島 一磨		根室市	(釧路市C地区) 愛国、愛国東、愛国西、芦野、文苑、東川町、豊川町 中園町
児童福祉司 佐々木小百合	福祉専門員 北川 博一	標茶町 浜中町		(釧路市D地区) 治水町、住之江町、川端町、暁町、駒場町、新川町 新橋大通、若竹町、光陽町、柳町、花園町、中島町 新栄町、春日町、共栄大通、堀川町、双葉町、松浦町 若草町、白金町、若松町、喜多町、川北町、新富町 入江町、堀川町、古川町、新釧路町
児童福祉司 下村 朋史	専門主任 志波 真由美		中標津町	(釧路市E地区) 浜町、宝町、仲浜町、寿、海運、南浜町、浪花町 幸町、黒金町、北大通、錦町、末広町、栄町、旭町 川上町
児童福祉司 椎野 秀基	児童福祉司 下村 朋史	厚岸町	別海町	(釧路市F地区) 城山、材木町、貝塚、緑ヶ岡、武佐、千代の浦、春採 桜ヶ岡、白樺台、紫雲台、興津、益浦、桂恋、三津浦
専門主任 志波 真由美	児童福祉司 佐々木小百合	弟子屈町 鶴居村		(釧路市G地区) 美原、広里、入舟、大町、南大通、港町、知人町、米町 浦見、弥生、宮本、弁天ヶ浜、柏木町、富士見、住吉 千歳町、幣舞町、春湖台、大川町、鶴ヶ岱
主任児童福祉司 勝海 良平 専門主任 佐々木 理 専門主任 石山 有紀 福祉専門員 松井 実季		釧路管内及び根室管内の児童虐待相談に関すること。		
相談支援係		管轄区域外の相談に関すること。		

(3) 市町村別の人口・学校・児童福祉施設等の状況

	令和2年度国勢調査			令和4年3月末			保 育 所	幼 稚 園	認 定 こ ど も 園	学 校 数							児 童 セ ン タ ー 館	児 童 福 祉 施 設	児 童 委 員 員	主 任 児 童 委 員	保 健 所	警 察 署	
	総 人 口 (人)	児 童 人 口 (人)	児 童 割 合 (%)	台 住 帳 民 人 基 口 本	児 童 人 口 (人)	児 童 割 合 (%)				小 学 校	小 (特 別 支 援 学 級)	中 学 校	中 (特 別 支 援 学 級)	高 校	特 別 支 援 学 校	養 護 学 校							
釧路総合振興局管内	釧路市	165,077	21,009	12.7%	161,719	19,892	12.3%	9	12	29	27	113	17	44	8	1	1	21	5	389	37	1	1
	釧路町	19,105	2,682	14.0%	19,044	2,657	14.0%	5	1	1	5	23	4	8	1	-	-	3	1	44	4	-	-
	厚岸町	8,892	1,130	12.7%	8,702	1,032	11.9%	2	2	-	3	14	3	9	1	-	-	2	-	29	2	-	1
	浜中町	5,507	759	13.8%	5,444	729	13.4%	2	-	-	4	9	4	6	1	-	-	-	-	20	2	-	-
	標茶町	7,230	1,077	14.9%	7,165	972	13.6%	5	1	-	6	17	4	7	1	-	-	1	-	36	2	1 ^{支所}	-
	弟子屈町	6,955	744	10.7%	6,761	723	10.7%	1	-	1	4	11	2	5	1	-	-	-	-	30	2	-	1
	鶴居村	2,558	369	14.4%	2,473	352	14.2%	1	-	-	3	8	2	4	-	-	-	-	-	14	2	-	-
	白糠町	7,289	731	10.0%	7,351	695	9.5%	1	-	2	3	10	3	4	1	1	-	2	1	38	2	-	-
	小計	222,613	28,501	12.8%	218,659	27,052	12.4%	26	16	33	55	205	39	87	14	2	1	29	7	600	53	2	3
根室振興局管内	根室市	24,636	2,965	12.0%	23,793	2,832	11.9%	4	1	2	8	25	7	15	1	-	-	6	-	64	3	1	1
	別海町	14,380	2,223	15.5%	14,311	2,250	15.7%	4	-	8	8	37	8	18	1	-	-	2	-	48	3	-	-
	中標津町	23,010	3,785	16.4%	22,666	3,512	15.5%	2	1	4	4	33	3	13	2	1	-	4	-	53	3	1	1
	標津町	5,023	776	15.4%	4,972	765	15.4%	-	-	2	2	9	2	4	1	-	-	2	-	19	2	-	-
	羅臼町	4,803	654	13.6%	4,518	610	13.5%	-	2	-	2	7	1	3	1	-	-	-	-	16	2	-	-
	小計	71,852	10,403	14.5%	70,260	9,969	14.2%	10	4	16	24	111	21	53	6	1	-	14	-	200	13	2	2
合計	294,465	38,904	13.2%	288,919	37,021	12.8%	36	20	49	79	316	60	140	20	3	1	43	7	800	66	4	5	

※ 令和4年3月31日現在で記載しています。

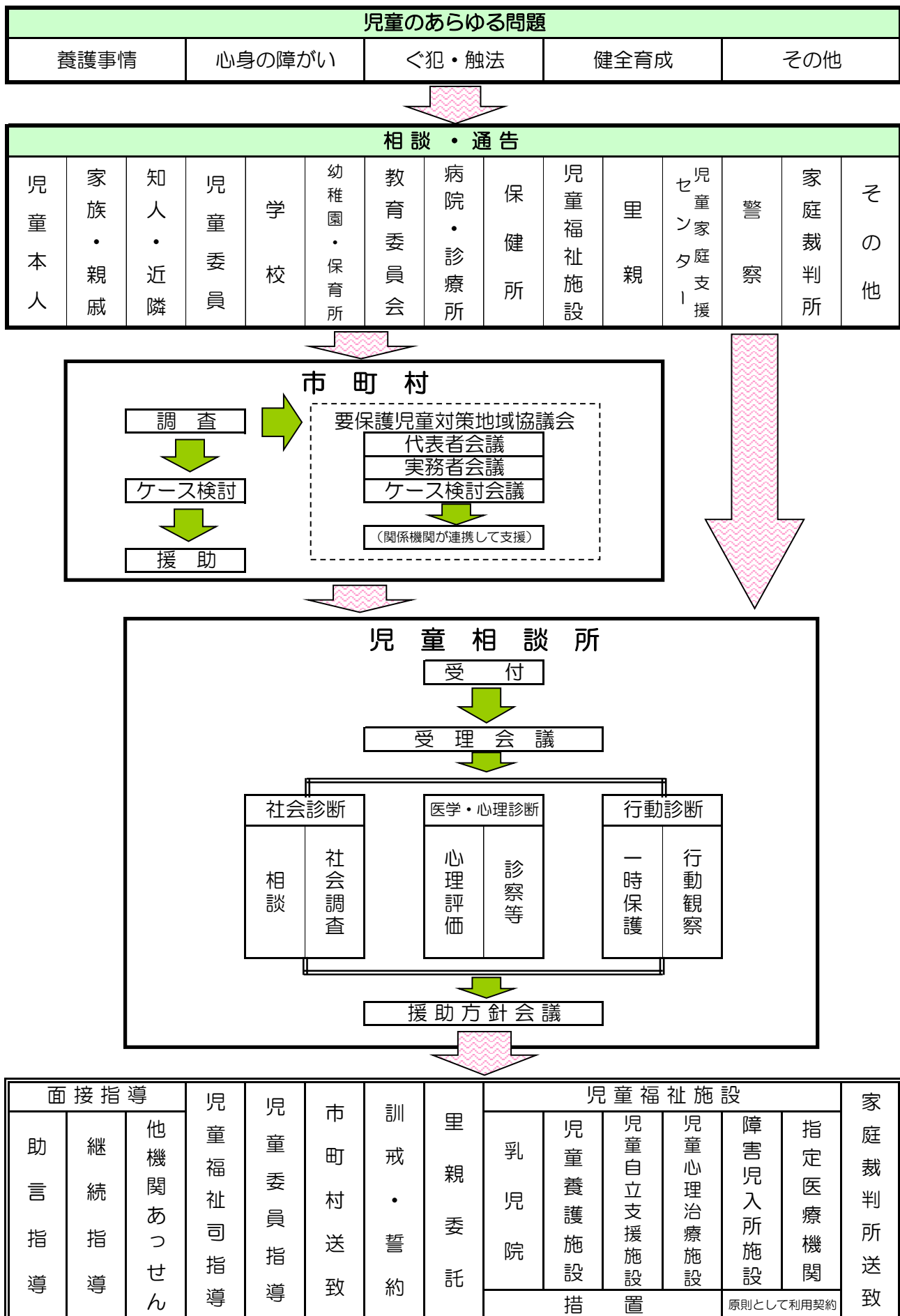
(4) 施設別入所状況

令和4年3月31日現在

種 類	施 設 名	住 所	定員	当所 措置分
医療型 障害児入所施設	北海道立子ども総合医療・療育センター	札幌市手稲区金山1条1丁目 240番6	90	1
	北海道療育園	旭川市春光台4条10丁目	336	1
福祉型 障害児入所施設	北海道社会福祉事業団 白糠学園	白糠町和天別155番地1	30	1
	北海道社会福祉事業団 もなみ学園	札幌市南区石山東3丁目 5番1号	60	4
	つつじヶ丘学園	帯広市西25条南4丁目10番地	30	2
	ひまわり学園	紋別郡遠軽町生田原安国302-7	46	4
	ノピロ学園	札幌市清田区真栄483-4	45	1
	太陽の園	伊達市幌美内町36-58	30	1
	しすない心の杜	新ひだか町静内目名426番地 1号	10	0
児童心理治療施設	バウムハウス	伊達市松ヶ枝町243番地1	50	1
児童自立支援施設	向陽学院	北広島市西の里1015番地	48	1
児童養護施設 (地域小規模 児童養護施設含む)	柏葉荘	札幌市北区篠路2条9丁目1番 15号	88	1
	札幌育児園	札幌市南区藤野6条2丁目 427番地4	53	1
	天使の園	北広島市中央4-5-7	74	1
	旭川育児院	旭川市台場2条2丁目3番45号	70	1
	十勝学園	帯広市東9条南21丁目1-9	45	1
	歌葉洗心学園	寿都郡寿都町字歌葉町歌葉425	70	1
	富良野国の子寮	富良野市字東鳥沼の1	55	7
	北光学園	遠軽町生田原伊吹46-3	46	6
	黒松内つくし園	寿都郡黒松内町黒松内562-1	75	1
	釧路まりも学園 (ひびなホーム)	釧路市白樺台2丁目2番9号	51	46
自立援助ホーム	自立援助ホーム ぼれぼれ	釧路市大川町8番43号	6	0
	自立援助ホーム KCホームズ	釧路市新橋大通8丁目1番7号	6	3
	自立援助ホーム KCカルム	釧路市住吉2丁目11-2	12	2
ファミリーホーム	緑ファミリーホーム	釧路郡釧路町緑1丁目59	6	2
	ファミリーホームひなたぼっこ	釧路市愛国東2丁目49-5	6	3
里親	管内里親		-	45
	管外里親		-	1
合 計				139

Ⅱ 相談業務の概要

1 相談業務の流れと関係機関

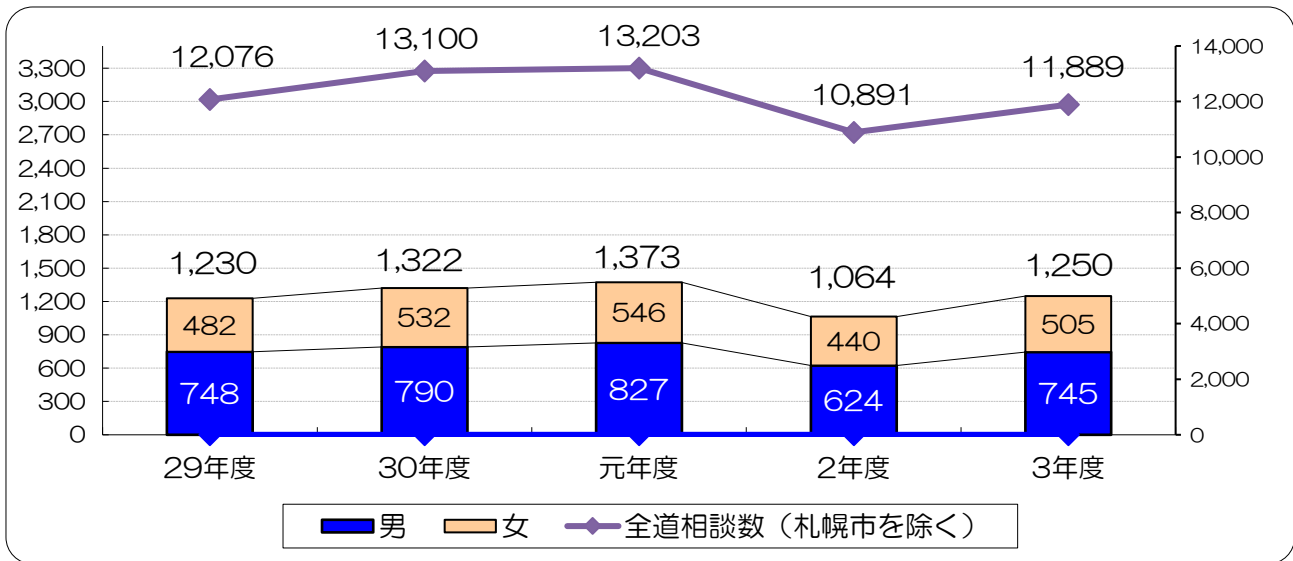


2 相談種別と内容

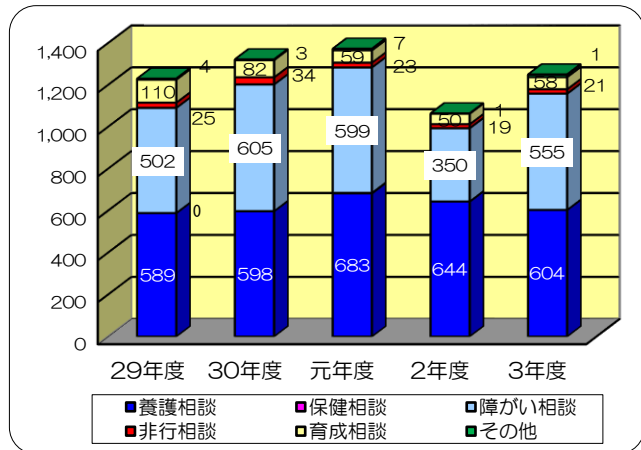
養護 相 談	1 養護相談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による 養育困難、棄児、迷子、虐待、放任、親権喪失、後見人を持たない児童、養子 縁組に関する相談。
保 健 相 談	2 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽性児、内部機能障がい、小児喘息、その他 の疾患（精神疾患を含む）等を有する児童に関する相談。
障 が い 相 談	3 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	4 視聴覚障がい相談	視力や聴力の障がいに関する相談。
	5 言語発達障がい等相談	構音障がい、吃音、失語等音声や言語の機能障がいを持つ児童、言葉の遅れ、 注意集中の弱さに関する相談。
	6 重症心身障がい相談	重症心身障がいに関する相談。
	7 知的障がい相談	知的障がいに関する相談。
8 発達障がい相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈するアスペルガー症候群、その他の 広汎性発達障がい等に関する相談。	
非 行 相 談	9 ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、 警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、又は触法行為があったと史料 されても警察署から法25条による通告のない児童に関する相談。
	10 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法25条による通告のあった児童、犯罪 少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談。受け付けた時には 通告がなくとも、調査の結果通告が予定されている児童に関する相談。
育 成 相 談	11 性格行動相談	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、 かん黙、不活発、家庭内暴力等性格行動上の問題に関する相談。
	12 不登校相談	不登校、幼稚園・保育所に登園していない状態に関する相談。
	13 適性相談	進路適性、学業不振等に関する相談。
	14 育児・しつけ相談	家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談。
	15 その他の相談	1～14のいずれにも該当しない相談。

3 相談受理の状況

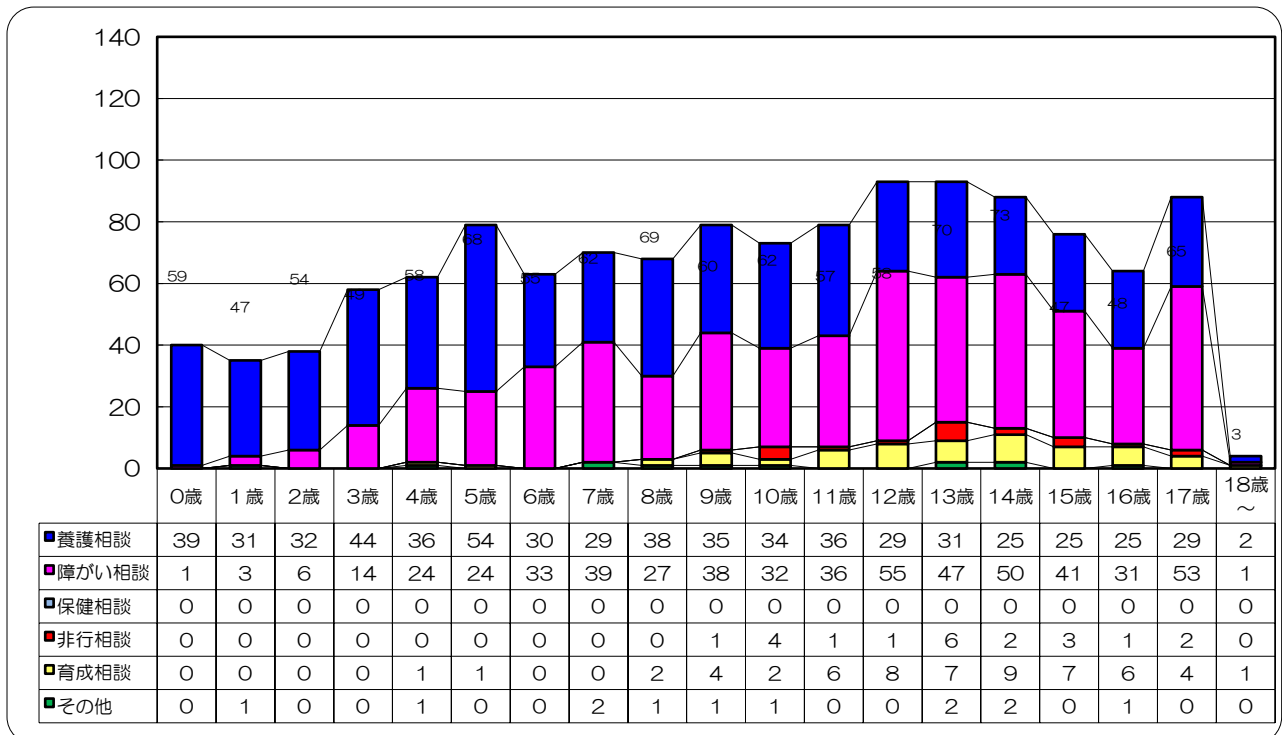
(1) 相談受理の状況の推移



年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
養護相談	589	598	683	644	604
保健相談	0	0	2	0	0
障がい相談	502	605	599	350	555
非行相談	25	34	23	19	21
育成相談	110	82	59	50	58
その他	4	3	7	1	12
計	1,230	1,322	1,373	1,064	1,250



(2) 年齢別の受理

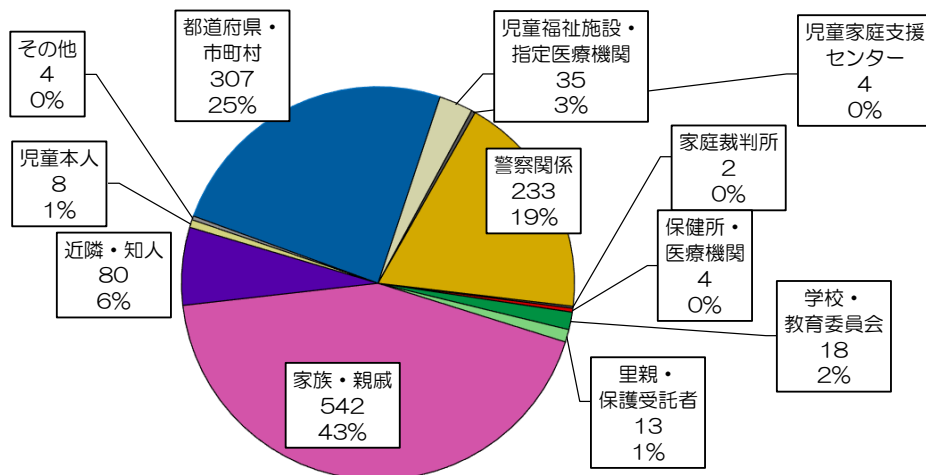


(3) 市町村別の受理状況

	養護相談	保健相談	障がい相談						非行相談		育成相談				その他相談	合計	前年度受理件数
			肢体不自由相談	視聴覚障がい相談	言語発達障がい等相談	重症心身障がい等相談	知的障がい相談	発達障がい等相談	＜犯行行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談			
釧路市	372	0	11	0	2	1	207	100	5	6	31	6	6	1	9	757	636
釧路町	32	0	2	0	0	1	31	8	0	0	3	0	0	0	0	77	71
厚岸町	11	0	1	0	0	1	7	1	0	0	1	0	2	0	0	24	25
浜中町	13	0	0	0	0	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	19	16
標茶町	12	0	4	0	0	0	10	4	0	0	1	0	0	0	0	31	38
弟子屈町	7	0	0	0	0	0	6	2	0	0	1	0	0	2	0	18	34
鶴居村	11	0	2	0	0	0	4	5	0	0	0	0	1	0	0	23	13
白糠町	15	0	0	0	0	0	5	3	1	3	0	0	0	0	0	27	22
釧路管内小計	473	0	20	0	2	3	275	124	6	9	37	6	9	3	9	976	855
根室市	35	0	2	0	0	1	16	8	0	0	2	0	0	0	0	64	59
別海町	31	0	7	0	0	1	21	9	1	0	0	0	0	0	1	71	53
中標津町	46	0	4	0	0	1	25	16	2	0	0	0	1	0	2	97	70
標津町	9	0	0	0	0	0	12	2	0	0	1	0	0	0	0	24	10
羅臼町	4	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	8	5
根室管内小計	125	0	13	0	0	3	78	35	3	0	3	0	1	0	3	264	197
管外	6	0	0	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	10	12
合計	604	0	33	0	3	6	353	159	12	9	40	6	10	3	12	1,250	1,064
前年度件数	644	0	21	0	3	8	233	87	8	11	39	4	4	1	1	1,064	

(4) 経路別の受理状況

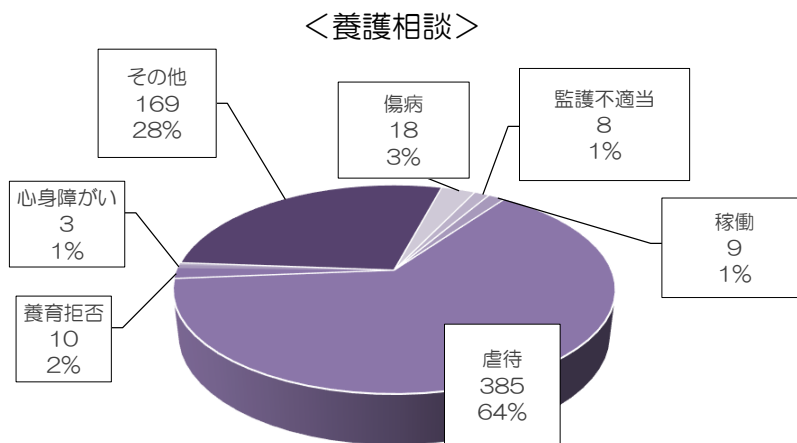
区分	都道府県・市町村	児童福祉施設・指定医療機関	児童家庭支援センター	警察関係	家庭裁判所	医療機関・保健所	教育委員会・学校	保護受託者・里親	児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
H29	290	31	0	278	1	8	18	12	3	505	68	7	9	1,230
H30	357	42	4	216	0	15	14	17	0	548	92	13	4	1,322
R1	396	35	0	227	1	15	17	19	0	561	86	8	8	1,373
R2	275	34	4	252	2	11	20	18	0	379	60	2	7	1,064
R3	307	35	4	233	2	4	18	13	0	542	80	8	4	1,250



4 相談内容別の状況

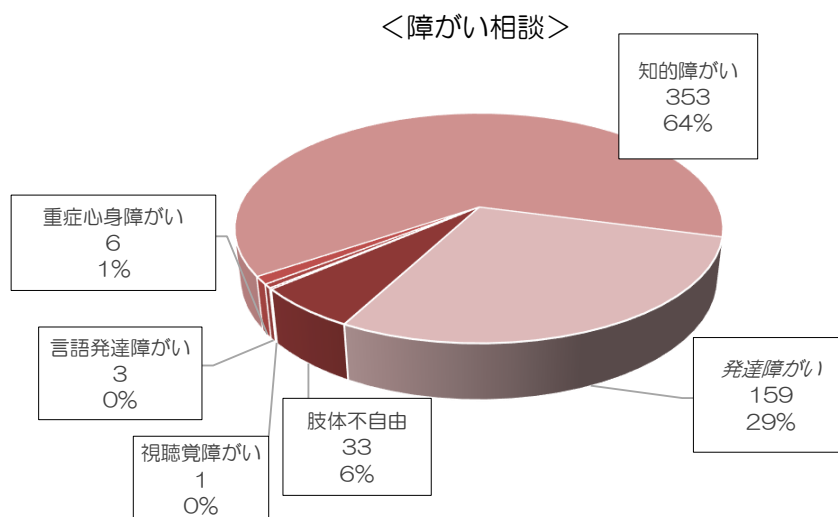
(1) 養護相談

	傷病	監護不 適当	稼働	虐待	養育拒 否	受刑	心身障 がい	家出	離婚	その他	計
29年度	29	17	0	355	1	2	0	2	0	183	589
30年度	18	10	11	341	1	0	1	1	0	215	598
元年度	24	17	13	487	0	0	0	0	0	142	683
2年度	25	11	2	461	3	2	1	0	0	139	644
3年度	18	8	9	385	10	0	3	0	2	169	604



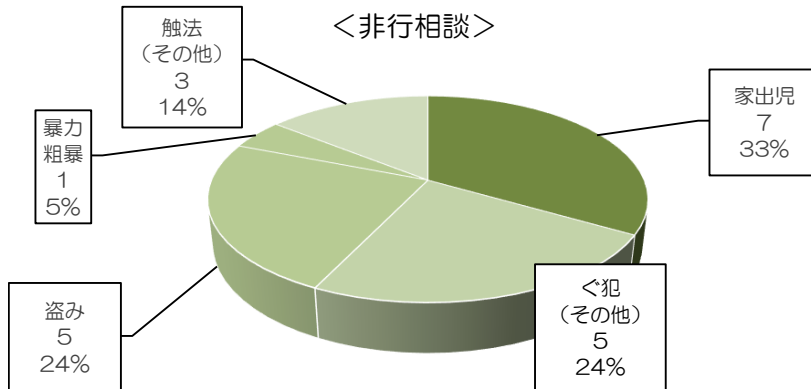
(2) 障がい相談

	肢体不自由	視聴覚障 がい	言語発達障 がい等		重症心身障 がい		知的障がい					発達障 がい	計
			言語機能障 がい	言語精神 発達遅滞 等	施設 対象	その他	軽度	中度	重度	最重度	その他		
29年度	36	0	0	20	3	6	139	64	63	33	2	136	502
30年度	27	1	0	26	0	6	211	86	55	31	9	153	605
元年度	38	0	0	7	3	7	235	67	63	32	14	133	599
2年度	21	0	0	3	1	7	136	24	42	17	8	91	350
3年度	33	1	0	3	1	5	167	67	72	43	4	159	555



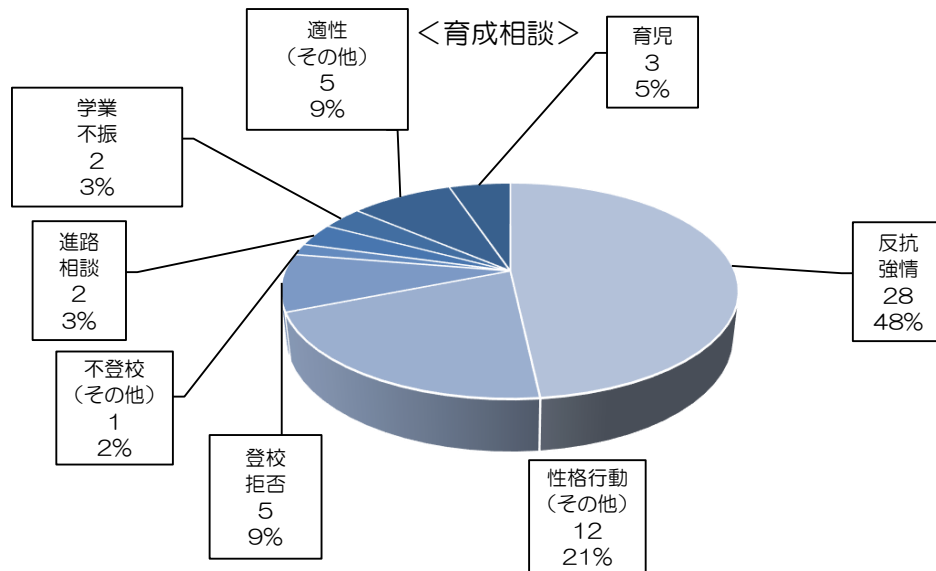
(3) 非行相談

	＜犯行為等相談＞			触法行為等相談				計
	家出児	性的問題	その他	盗み	暴力粗暴	放火弄火	その他	
28年度	7	3	5	6	0	0	4	25
29年度	9	4	11	7	0	0	3	34
30年度	8	6	2	6	0	0	1	23
2年度	0	1	7	11	0	0	0	19
3年度	7	0	5	5	1	0	3	21



(4) 育成相談

	性格行動相談			不登校相談		適性相談			育児・しつけ相談			計
	内気・不活発	反抗強情	その他	登校拒否	その他	進路相談	学業不振	その他	育児	性教育	発達	
29年度	3	23	32	4	2	10	20	13	1	0	2	110
30年度	1	14	13	10	3	3	17	15	3	0	3	82
元年度	0	11	19	6	4	4	8	5	1	0	1	59
2年度	1	20	19	2	2	4	1	0	1	0	0	50
3年度	0	28	12	5	1	2	2	5	3	0	0	58



5 援助の状況

(1) 相談内容別の援助状況

	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導	福祉 ・社 ・事 通務 知所	訓 戒 ・ 誓 約	児童福祉施設・ 入所	指定国立療養所等 委託	里 親 委 託	家庭裁判所送 致	在所期間延 長	ケ ー ス 移 管 受 理	障害児施設利用の 支給決定	そ の 他	計	繰 越 件 数
	助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん															
29年度	1,134	11	1	45	-	-	11	4	19	-	14	-	14	2	36	22	1,313	38
30年度	1,182	8	6	20	-	-	5	-	8	-	19	-	11	5	27	30	1,321	66
元年度	1,174	11	4	35	-	-	6	-	16	-	11	-	14	4	32	47	1,354	116
2年度	853	11	5	34	0	1	4	0	25	0	7	1	13	1	25	49	1,029	176
3年度	1,133	30	8	24	0	1	0	0	14	0	9	0	10	0	33	46	1,308	151
養護相談	544	26	3	22	0	1	0	0	13	0	9	0	9	0	0	25	652	155
保健相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
障がい相談	527	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	8	568	8
非行相談	15	2	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	23	6
育成相談	42	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	6	53	7
その他	5	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	12	-

(2) 年度別施設入所者数

	乳 児 院	児 童 養 護 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	障害児入所		自 立 援 助 ホ ム △	計
					医 療 型 入 所 施 設	福 祉 型 入 所 施 設		
29年度	-	79	3	3	-	16	5	106
30年度	-	67	1	3	-	14	4	89
元年度	-	67	1	4	-	15	7	94
2年度	-	66	2	3	1	15	6	93
3年度	-	66	1	1	2	13	5	88

(3) 市町村別の施設等在籍状況(R4.3.31現在)

		乳 児 院	児 童 養 護 施 設	里 親 委 託	養 小 規 模 住 居 型 児 童 施 設	児 童 心 理 治 療 施 設	児 童 自 立 支 援 施 設	障 害 児 入 所 施 設		指 定 医 療 機 関	自 立 援 助 ホ ー ム	合 計	
								医 療 型	福 祉 型				
釧路総合振興局管内	釧路市	支給決定	-	-	-	-	-	-	2	1	-	3	
		措置	-	45	27	4	1	1	-	9	-	2	89
	釧路町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	3	2	-	-	-	-	1	-	-	6
	厚岸町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	2
	浜中町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
	標茶町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	1	1	1	-	-	-	-	-	1	4
	弟子屈町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	2
	鶴居村	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	白糠町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	2
		措置	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
根室振興局管内	根室市	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		措置	-	5	3	-	-	-	-	-	-	1	9
	別海町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	1
		措置	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	1
	中標津町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	7	5	-	-	-	1	-	-	-	13
	標津町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2
	羅臼町	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		措置	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	措置	-	2	5	-	-	-	-	1	-	1	9	
合計	支給決定	-	-	-	-	-	-	-	5	1	-	6	
	措置	-	66	46	5	1	1	2	13	-	5	139	
	計	-	66	46	5	1	1	2	18	1	5	145	

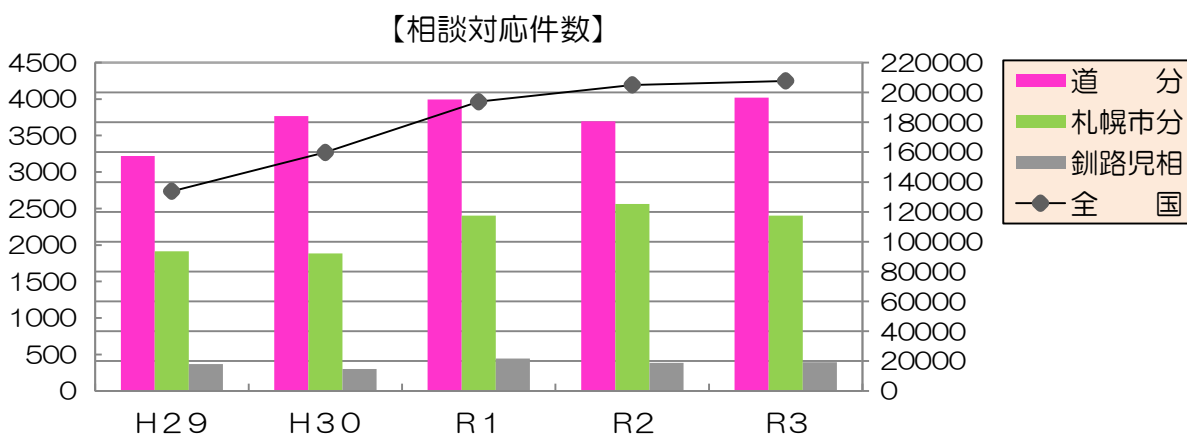
※自立援助ホームは、援助の実施決定している児童について「措置」欄に計上しています。

※「その他」とは、保護者が管外へ転出したものをいいます。

6 児童虐待相談の状況

(1) 相談対応件数

年 度	H29	H30	R1	R2	R3
全 国	133,778	159,850	193,780	205,029	207,659
北 海 道	5,133	5,665	6,396	6,256	6,421
道 分	3,220	3,767	3,995	3,694	4,019
札幌市分	1,913	1,885	2,401	2,562	2,402
釧路児相 (対応/受理)	368 / 468	301 / 495	443 / 577	386 / 527	395 / 495

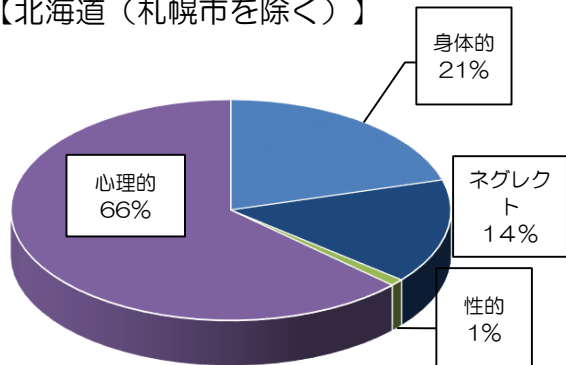


(2) 相談内容別対応件数

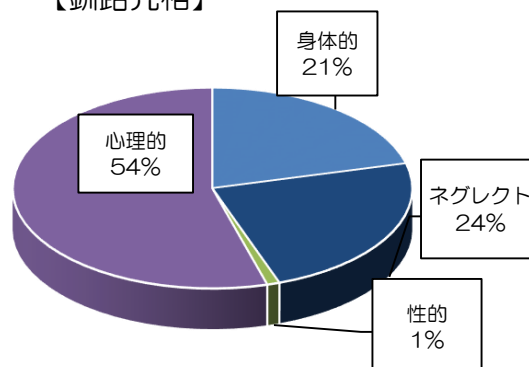
年度		総数	身体的	ネグレクト	性的	心理的
釧路児相	H29	368	33	92	5	238
	H30	301	41	59	6	195
	R1	443	87	97	2	257
	R2	386	70	63	5	248
R3	北海道	4,019	828	615	41	2,535
	釧路児相	395	83	93	4	215

※北海道の数値は、札幌市分を除く。

【北海道（札幌市を除く）】



【釧路児相】



(3) 相談経路別対応件数

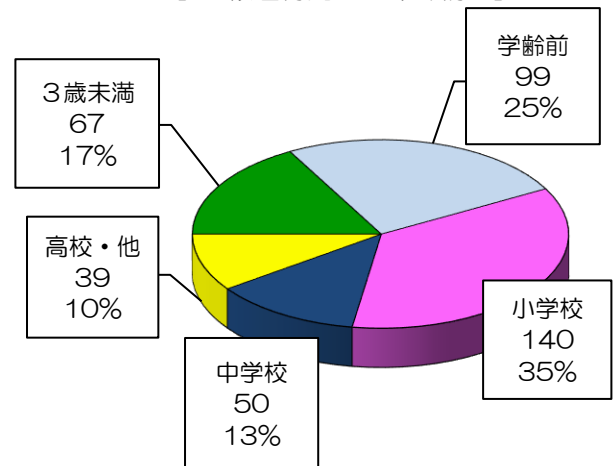
年度		総数	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	都道府県・市町村	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察署	学校等	その他
R3	北海道(札幌市分除く)	4,019	159	245	39	1,104	1	0	35	9	2,221	152	54
		100.0%	4.0%	6.1%	1.0%	27.5%	0.0%	0.0%	0.9%	0.6%	55.3%	3.8%	1.3%
R3	釧路児相	395	30	37	3	94	0	0	5	5	200	15	6
		100.0%	7.6%	9.4%	0.8%	23.8%	0.0%	0.0%	1.3%	1.3%	50.6%	3.8%	1.5%

※北海道の数値は、札幌市分を除く。

(4) 被虐待児童の年齢構成

年度	3歳未満	学齢前	小学校	中学校	高校・他	計
H29	81	79	139	45	24	368
H30	61	74	99	42	25	301
R1	82	97	173	56	35	443
R2	64	89	144	54	35	386
R3	67	99	140	50	39	395

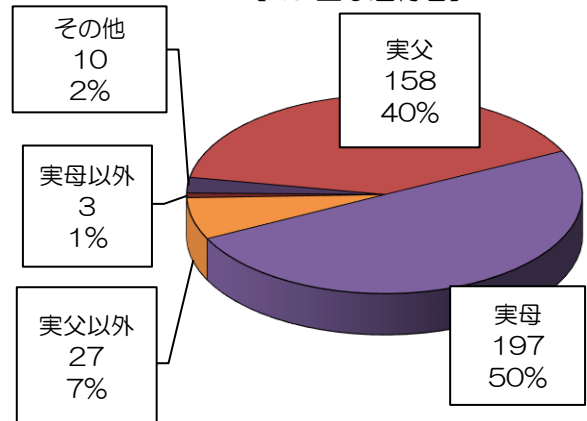
【R3被虐待児童の年齢構成】



(5) 主な虐待者

年度	実父	実母	実父以外	実母以外	その他	計
H29	153	156	54	2	3	368
H30	137	113	34	2	15	301
R1	124	261	46	2	10	443
R2	135	187	39	4	21	386
R3	158	197	27	3	10	395

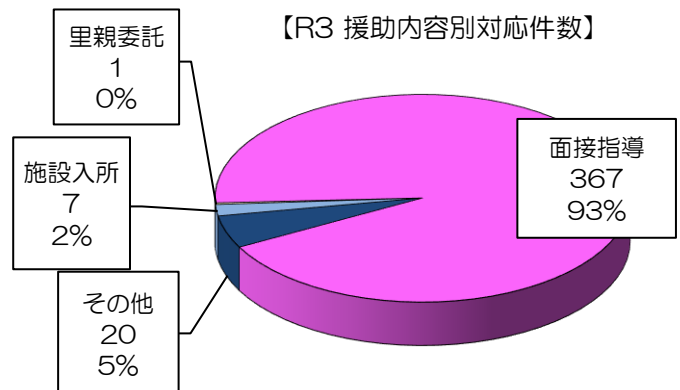
【R3 主な虐待者】



(6) 援助内容別対応件数

年度	施設入所	里親委託	面接指導	その他	計
H29	11	5	304	48	368
H30	6	0	273	22	301
R1	6	5	397	35	443
R2	18	3	337	28	386
R3	7	1	367	20	395

【R3 援助内容別対応件数】



7 里親・里親委託児童

(1) 里親制度

家庭にめぐまれない子どもを里親の家庭で家族の一員として迎え入れ、あたたかい愛情をもって育ててゆく、児童福祉法に基づいた制度です。

(2) 里親・里親委託児童の人数

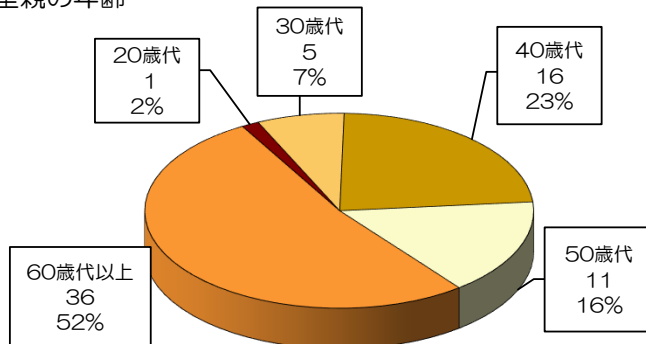
	里 親				里 親 委 託 児 童			
	新規登録 (組)	取 消 (組)	年度末 登録里親 数A	年度末 委託里親 数B	新規委託	解 除	年度末 委託児童 数(人)	委託率 B/A (%)
29年度	4	1	81	43	13	8	65	53.1%
30年度	0	10	70	39	17	17	59	55.7%
元年度	0	3	68	36	11	10	58	52.9%
2年度	1	1	69	33	6	10	53	47.8%
3年度	4	4	69	30	4	8	46	43.5%

※新規登録には他児相からの移管、取消には他児相への移管も含む。

(3) 市町村別里親数(R4.3.31)

区分		登録 里親数 (組)	委託 里親数 (組)	出身地別 委託 児童数
釧 路 管 内	釧路市	40	21	32
	釧路町	10	4	3
	厚岸町	1	0	0
	浜中町	1	1	0
	標茶町	2	1	1
	弟子屈町	0	0	2
根 室 管 内	鶴居村	0	0	0
	白糠町	2	0	0
	管内計	56	27	38
	根室市	2	0	3
	別海町	5	1	0
	中標津町	4	1	4
管 外	標津町	0	0	1
	羅臼町	2	1	0
	管内計	13	3	8
	管外計	0	1	0
計	69	30	46	

(4) 里親の年齢



(5) 里親の種類

里親の種類は次の4種類になります。

- **養育里親**：保護者のない児童・保護者に監護させることが不相当と認められる児童を養育する里親です。
- **親族里親**：保護者が死亡・行方不明・拘禁などの状態となり、養育が期待できない児童の養育にあたる里親で、当該児童の3親等以内の親族である事が条件です。
- **専門里親**：2年以内の期間を定めて、児童虐待などの行為によって心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親です。養育里親として3年以上委託児童を養育していること、又は3年以上児童福祉事業に従事していることが条件で、専門里親研修の受講も義務付けられています。
- **養子縁組里親**：養子縁組により養親となることを希望する里親です。

(6) 里親への一時保護委託

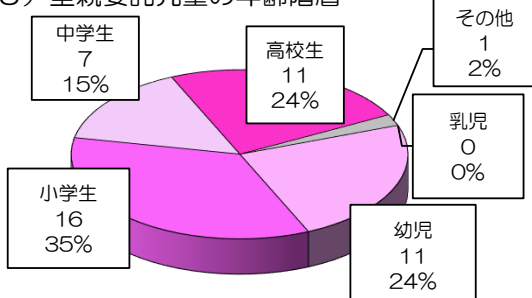
	実児童数	延日数
3年度	32	913

(7) レスパイト・ケア利用数

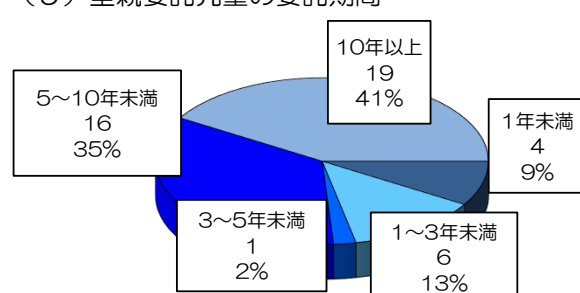
	実利用数	実児童数	延日数
3年度	3	3	11

	養育里親	親族里親	専門里親	養子縁組里親	計
3年度 里親数	68組	1組	12組	6組	69組

(8) 里親委託児童の年齢階層



(9) 里親委託児童の委託期間



8 判定業務の状況

(1) 心理診断実施状況の推移

	診断数	診断率
H29年度	537	43.7%
H30年度	645	48.8%
R元年度	621	45.2%
R2年度	385	36.2%
R3年度	546	43.7%

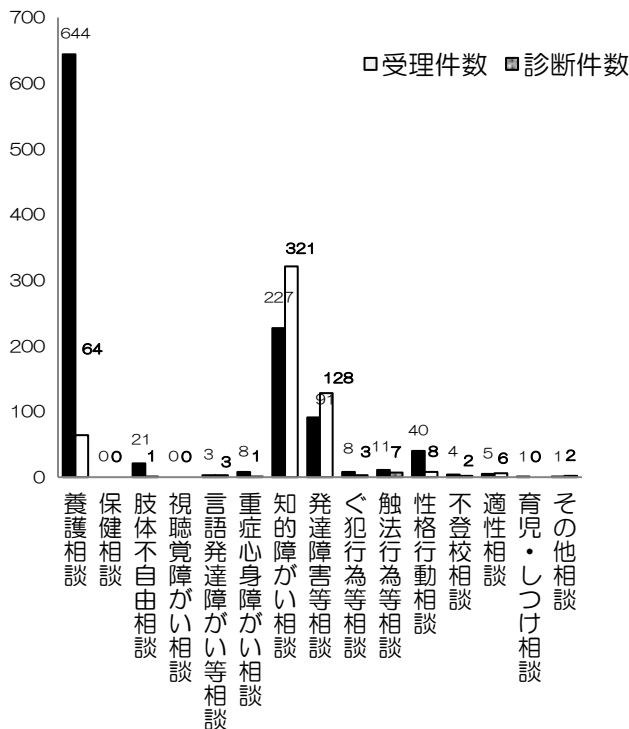
※診断率は、受理件数に対する診断の実施割合を示す。

(4) 医学的診断実施状況の推移

	診断数	診断率
H29年度	107	8.7%
H30年度	95	7.2%
R元年度	79	5.8%
R2年度	68	6.4%
R3年度	102	8.2%

※診断率は、受理件数に対する診断の実施割合を示す。

(2) R3年度心理診断実施状況



(3) 諸判定書交付状況の内訳

内 容	3年度
療育手帳証明	402
特別児童扶養手当診断書証明	168
障害児福祉手当証明	24
職場適応訓練にかかる証明	13
障害基礎年金申請にかかる資料	30
障害者自立支援法にかかる判定証明	27
高等養護学校受験のための証明	2
就学・学校での指導にかかる判定証明等	210
幼稚園通園・保育所入所にかかる証明等	0
関係機関への情報提供	117
養育上の参考資料	35
その他	27
計	1,055

(5) R3年度心理学的検査実施状況

区分	検査名	件数
知能検査	田中ビネー知能検査	240
	改訂版鈴木ビネー検査	8
	WISC-IV	99
	グッドイナフ人物画知能検査 (DAM)	9
	WAIS-IV	54
	WAIS-III	6
	その他	2
計		418
発達検査	新版K式発達検査2001	104
	KIDS乳幼児発達スケール	19
	S-M社会生活能力検査 第3版	136
	Vineland II	1
	遠城寺式乳幼児分析的発達検査	2
	計	262
人格検査	バウムテスト	253
	ロールシャッハテスト	15
	P-Fスタディ	38
	家族画	1
	SCT	12
	YG	1
	その他	7
	計	327
その他の検査等	バンダー・ゲシュタルト・テスト	207
	概念発達検査	10
	随意運動発達検査	6
	絵画語彙発達検査	0
	CCP	14
	TK式DEL検査	2
	3つの家	27
	PSI	0
	PARS	6
	TSCC	2
	その他検査	5
	計	279
	総 計	1,286

9 一時保護の状況

(1) 一時保護の機能

ア. 緊急保護

- ・ 棄児、迷子、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合。
- ・ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合（虐待を受けた子どもについて法第27条第1項第3号の措置（法28条審判を除く）が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつこれを認めた場合には再び虐待が行われ、又は虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認める場合を含む）。
- ・ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合。
- ・ 一定の重大事件に係る触法少年と見料すること等のため警察から法第25条に基づき通告のあった子ども又は少年法第6条の6第1項に基づき送致のあった子どもを保護する場合。

イ. アセスメント

- ・ 適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的アセスメントを行う必要がある場合に行う。これには、既に里親等への委託又は児童福祉施設への措置をしている子どもの再判定が必要な場合を含む。

(2) 一時保護の特徴

- ・ 児童福祉法第33条に基づく行政処分。保護者等は、行政不服審査法に基づく不服申立が可能。
- ・ 児童の状況等により、適当な者に委託して一時保護を行うことができる。
- ・ 一時保護の期間は原則2ヶ月以内。引き続きの一時保護が親権者等の意に反するときは、2ヶ月ごとに家庭裁判所の承認を得なければならない。
- ・ 安全確保のため、通信や外出（登校含む）等の制限がある。〈一時保護所〉
- ・ 多様な年齢（幼児～思春期）、主訴（虐待、暴力、非行など）、特性を有する児童が同一空間で生活する。逆境的体験をし、行動上の問題を有する児童が多い。〈一時保護所〉

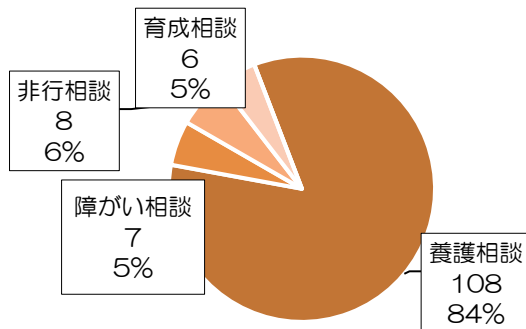
(3) 一時保護中に行うこと（虐待相談の例）

- ・ 子どもに対して～危害・健康面の確認、心理特性・行動特性の把握（心理検査・行動観察）、心理教育
- ・ 保護者に対して～子どもへの危害・養育状況の確認、暴力回避・養育の改善策についての話し合い
- ・ 関係機関に対して～子ども・家庭についての情報収集、地域等での支援体制についての話し合い

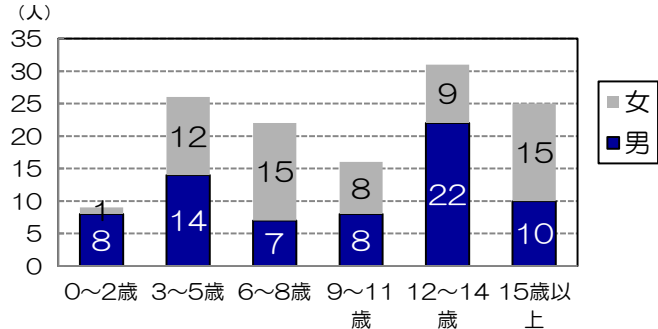
(4) 一時保護児童の状況

	実児童数			延べ保護日数	一日平均保護人員	一人平均保護日数
	男	女	計			
R3	69	60	129	3,629	9.9	28.1

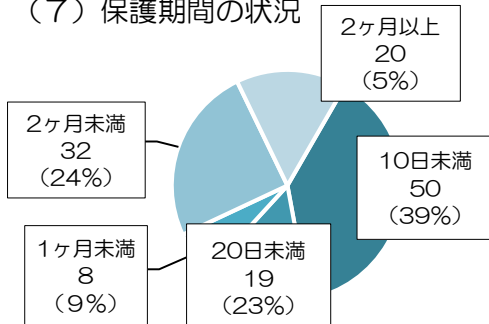
(5) 相談種別の種類



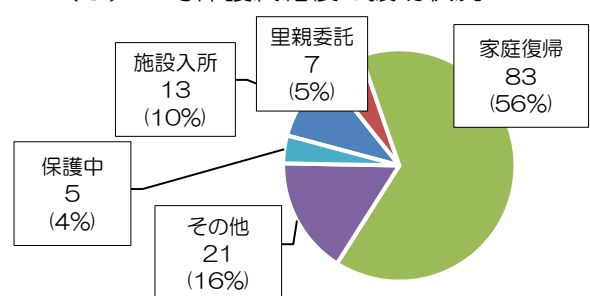
(6) 年齢別の状況



(7) 保護期間の状況



(8) 一時保護終了後の援助状況



Ⅲ 児童相談所の主な事業

1 釧根地域要保護児童対策連絡協議会

釧路・根室地域における要保護児童及び要支援児童特定妊婦の対策関係機関による連絡協議会を設置し、関係の行政機関や民間団体等の緊密な連携と相互の協力によって、子どもの虐待防止や自立支援の推進をします。

○釧根地域要保護児童対策連絡協議会 平成7年7月26日設置

(釧根地域児童虐待防止対策連絡協議会を改組)

実施年月日	参加者	内 容
令和4年2月16日 (書面開催)	市町村等40機関	【行政説明】 ・市区町村子ども家庭総合支援拠点、要保護児童対策地域協議会調整機関及び子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)等について ・ヤングケアラーについて

2 子ども虐待防止講演会

11月の「虐待防止推進月間」に合わせ、子ども虐待の未然防止について広く地域住民に周知し、意識の向上と関係機関の連携を図るための講演会を開催しています(帯広児童相談所と交互に開催)

実施年月日	実施場所	内 容
令和3年11月23日	釧路市生涯学習センター 「まなぼっと幣舞」 多目的ホール	・講演：「地域での子ども家庭支援と子ども虐待の予防」 講師：オフィス・チカブ 代表 阿部 弘美 氏

3 児童虐待防止月間普及啓発

11月は児童虐待防止月間であることから、地域住民の方に児童虐待等に関する理解と関心を深め、児童虐待の早期発見、未然防止を図るために、スーパー等での普及啓発グッズの配布を行っています

実施年月日	実施場所	概 要
令和3年11月16日	イオン昭和店	児童虐待無料ダイヤル189について記載したポケットティッシュやオレンジリボンを配布

4 在宅障がい児者巡回療育相談

在宅の障がい児者に対し、専門医師等の協力のもと、巡回して診断・治療、相談や療育に関する助言指導等を実施しています。

実施年月日	実施市町村	職員等	相談件数
令和3年10月27日 ～28日	釧路市・釧路町・ 標茶町・厚岸町	・美幌療育病院 医師、MSW ・児童相談所職員 ・各市町障害福祉担 係	7件
令和3年10月6日 ～7日	中標津町・ 別海町・根室市		8件

IV 児童虐待防止対策推進事業

増加する児童虐待問題に対応するため、①未然防止・早期発見 ②早期対応 ③適切な保護・支援
④児童相談体制強化の観点から、児童虐待防止に関する事業を実施しています。

1 児童虐待対応専門研修（児童相談所出前講座）

地域住民の方に児童相談所や児童虐待等に関する理解等を深め、児童虐待の発生を未然に防止し、早期発見、早期対応を図ることができるよう、地域で活動する民生委員・主任児童委員、教員等に対し、児童相談所や児童虐待等に関する出前講座を行っています。

2 児童虐待対応プロジェクトチーム設置事業

児童虐待を専門的見地から助言を行う児童虐待対応プロジェクトチーム（医師3名、弁護士1名、警察1名、教育関係1名）を設置し、援助困難なケースについて検討会議を開催します。

3 児童家庭支援推進事業

被虐待児など要保護児童又は要支援児童、特定妊婦への健全な育成及び適切な支援を図るため、児童要保護児童対策地域協および議会を設置し、関係機関の連携や相互協力により、地域における虐待の未然防止や早期発見・対応、支援体制の充実を図ります。

【市町村要保護児童対策地域協議会設置状況】

	市町村名	設置年月日	協議会名称	事務局
釧路総合振興局管内	釧路市	平成15年10月17日	釧路市家庭福祉推進連絡協議会	こども支援課
	釧路町	平成14年2月1日	釧路町児童虐待防止対策推進協議会	こども健康課
	厚岸町	平成18年10月19日	厚岸町要保護児童対策協議会	保健福祉課
	浜中町	平成17年11月1日	浜中町要保護児童対策地域協議会	福祉保健課
	標茶町	平成18年7月1日	標茶町要保護児童対策地域協議会	保健福祉課
	弟子屈町	平成21年4月1日	弟子屈町要保護児童対策地域協議会	健康こども課
	鶴居村	平成17年7月11日	鶴居村地域福祉推進協議会	保健福祉課
	白糠町	平成17年7月20日	白糠町要保護児童対策地域協議会	健康こども課
根室振興局管内	根室市	平成20年4月1日	根室市要保護児童対策地域協議会	児童相談室
	別海町	平成18年3月14日	別海町要保護児童対策地域協議会	福祉課
	中標津町	平成18年5月31日	中標津町子育て支援・虐待防止ネットワーク	子育て支援室
	標津町	平成23年4月1日	標津町要保護児童対策地域協議会	保健福祉センター
	羅臼町	平成18年10月1日	羅臼町児童・高齢者等虐待防止ネットワーク	保健福祉課

4 カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者は、自身の被虐待体験等による心の問題を抱えている場合が少なくないことから、児童福祉司、判定員等による指導に加え、精神科医等の医師（嘱託医）を配置し、保護者の指導を行っています。

嘱託医	所 属	日数	件数
北川 寛	市立釧路総合病院 精神科	22日	57件

5 法的対応機能強化事業

児童虐待事例においては、保護者からの反発や暴力を受ける等、保護者とのトラブルになることも多く、児童の安全な身柄確保やそれ以降の継続援助が極めて困難になることから弁護士を配置し、司法的な調整や援助を得ることで、児童相談所の機能強化を図っています。

嘱託弁護士	所 属	日数	件数
小西 憲臣	小西法律事務所	10日	10件

6 市町村児童相談体制整備支援事業（移動総合相談室：巡回児童相談）

児童相談所から離れている地域住民の不便さを補い、児童相談を効果的に実施するため、児童相談所職員等が各市町村に出向いて、移動相談室を開設しています。

派遣職員等	実施市町村	実施回数	相談件数
児童福祉司・判定員	釧路・根室管内 2市10町1村 (釧路市は首別。阿寒・阿寒湖畔地区)	35回	127件

7 ふれあい心の友訪問援助事業

不安や無気力・かん黙・心身症状等を示し、不登校等の状態にある児童及びその家族に対し援助を行い、自主性・社会性の伸長、登校意欲の回復及び社会的自立の促進を図り、児童福祉の向上に資することを目的としています。

児童相談所の児童福祉司による指導の一環として、児童の兄又は姉に相当する世代で児童福祉に理解と情熱を持つ大学生等（以下メンタルフレンドという）を児童福祉司等の助言・指示のもとに、引きこもり・不登校児の家庭に派遣し、当該児童とのふれあいを通じて児童の心の成長を促し、精神的な安定や自信・意欲の回復への支援を行っています。

V 里親制度

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童を温かい愛情と正しい理解をもった家庭で育てることにより、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

そのため児童相談所は、里親制度の積極的な活用と啓蒙活動に努めています。

また、里親の相互連携・里親制度の啓蒙・相互研修・親睦などを目的として組織されている「釧根地区里親会」と協力し、里親制度の充実に努めています。

1 釧根地区里親研修事業

里親の資質向上を図ることを目的として研修を実施しています。北海道里親連合会と釧根地区里親会、児童相談所が共催して実施しています。

実施年月日	実施場所	参加人数	概要
・令和3年7月31日	釧路市山花温泉リフレ	・37名	・KCカルム 秋田照洋 「自立の難しさを抱えた子供たちの支援について」
・令和3年10月3日 ・令和3年10月16日	根室市総合文化会館 釧路市山花温泉リフレ	・33名 ・36名	・北海道教育学部釧路学校准教授 浅井継悟 「子どもの心を大切に育てる子育て」
・令和3年10月24日	中標津町 トーヨーグランドホテル	・28名	・北海道教育学部釧路学校准教授 浅井継悟 「家族療法の観点から」

2 里親制度の普及啓発

里親制度の周知・啓蒙を図ることを目的として、児童相談所の業務並びに里親制度及び里親制度の現状と課題について出前講座を実施しています。

3 昭和43年から北海道里親研修大会・昭和49年から全国里親会北海道地区里親研修大会

本大会は里親及び関係者が集い、里親同士の交流、養育技術の向上を図ることを目的に平成18年から同時開催されています。

開催年月	開催地	主催里親会
平成29年9月	函館市	函館地区里親会
平成30年12月	釧路市	釧路地区里親会
令和元年9月	登別市	日胆はまなす里親会
令和2年度は新型コロナウイルス流行のため未開催		
令和3年9月	北見市	くるみ里親会

令和4年度 業務概要

(令和3年度実績)

令和5年2月発行

編集・発行 北海道釧路児童相談所

住 所 〒085-0805 釧路市桜ヶ岡1丁目4番32号

電 話 (0154) 92-3717

F A X (0154) 91-2344